

第 15 回 定時社員総会記念

全日畜セミナー

演題：「アニマルウェルフェアについて」

講師：眞壁七恵氏（農林水産省畜産局畜産振興課課長補佐）

日時：令和 5 年 6 月 15 日（木） 15：00～17：00

会場：機械振興会館 6 階 6-66 会議室



皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、農林水産省畜産局畜産振興課の眞壁と申します。

本日はこのような皆様の前でお話する機会をいただきまして、ありがとうございます。アニマルウェルフェアというのは敬遠されがちなテーマであるかと思いますが、このようにたくさんの方に集まっていただいて話を聞いていただけること、大変喜ばしく思っております。

時間も限られておりますので、早速お話を進めさせていただきたいと思っております。

1. アニマルウェルフェアとは

「アニマルウェルフェアについて」ということで、まず初めに、そもそもアニマルウェルフェアというのは何かという基本的なところからお話しさせていただきたいと思っております。

「家畜のアニマルウェルフェア（Animal Welfare）」の定義ですが、アニマルウェルフェアは国際機関である国際獣疫事務局（OIE）がアニマルウェルフェアに関する勧告というものを出版しております。

こちらの定義を読み上げますと、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态を言う」という内容になっております。言葉ではピンと来ないとは思いますが、アニマルウェルフェアを把握する上で役立つ「5 つ

の自由」という観点があります。具体的な「5つ」というのは、まず1つ目が「飢え、渇き及び栄養不良からの自由」、2つ目が「恐怖及び苦悩からの自由」、3つ目が「物理的及び熱の不快からの自由」、4つ目が「苦痛、傷害及び疾病からの自由」、そして5つ目が「通常行動様式を発現する自由」ということで、5つ示されております。

文字ばかりでもなんですので、現場での実践例にはどんなものがあるかということをし見ていきたいと思えます。

①「飢え、渇き、栄養不良からの自由」

まず1つ目が「飢え、渇き、栄養不良からの自由」という項目になります。こちらのポイントとしましては、清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うこと、家畜の観察をきちんとして栄養状態が適切かどうかを見る、ということが挙げられます。例えば適正な飼料生産、それから飼槽や水槽をきれいにするというのも大切ですし、特に群飼の場合、争いがないようにどの個体も水を飲んだり餌を食べられたりするような環境を整備するというのもポイントとなってきております。

②「物理的、熱の不快さからの自由」

次に、「物理的、熱の不快さからの自由」というものになりますが、こちらは、例えば夏の暑熱対策であったり冬の寒冷対策などが考えられます。例としましては、皆様、取り組んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、ミストの設置をしたり、子牛にジャケットを着させるということもあります。あとはトンネル牛舎のような形で換気をしっかりしたり、ヒーターで温めるなどということもあるかと思えます。

③「恐怖及び苦悩からの自由」

3つ目の、「恐怖及び苦悩からの自由」というものがあります。これは例えば、家畜を驚かせないように家畜と適正な距離を測るとか、ここには書いていませんが、乱暴に牛は扱わないとか、そういったことも大切な観点となってきております。

④「苦痛、傷害及び疾病からの自由」と「通常行動様式を発現する自由」

次に、「苦痛、傷害及び疾病からの自由」と「通常行動様式を発現する自由」があります。こちらは畜舎の設計の際に家畜の行動様式に配慮をするとともに換気量とか十分な光の量、それから清潔を保てる材質を選ぶということでしたり、日々家畜を観察をして施設に問題がないかとか、そういうことをしっかり見ていくということがポイントとなります。

例えば、設計のときにきちんと光が入るようにするとか、床が固ければおがくずを敷いてフワフワにしてあげたり、もちろん、おがくずによって水分を吸収することで衛生的にもよくなるということもありますし、それからスクレーパーなどできちんと掃除をしてあげることなどがあります。通常行動様式ということだと、例えば牛の搾乳ロボット、牛が自分で搾ってほしいときに搾れるようにするというのも一つ手法としてはあります。最近ですと、特に採卵鶏ですとケージ飼いでではなく平飼いがいいじゃないかと、そういったことを言う方もいますが、通常行動様式を発現する一つの手法として、平飼いというものもございます。ここまで具体的なものを幾つか挙げさせていただきましたけれども、恐らく既に取り組んでいるものやこれぐらいだったらできそうだなというものもあるのではないかと思います。

アニマルウェルフェアというのは、投資をして新しく牛舎等を建てないといけないのではないかと、例えば繋ぎ飼いやフリーストールにしないといけないのではないかと、思う方もいらっしゃるかとは思いますが、アニマルウェルフェアの一番大切なポイント、家畜が快適かどうかということです。ただ単に施設を造ればよいということではなくて、まず家畜をしっかりと見て、家畜の快適性に配慮をした飼養管理をしていくことがアニマルウェルフェアで一番大切なこととなります。これだけやればよいということではなく、家畜を見て、今、何をすれば家畜が快適なのかということをしめ細やかに見ていくことがとても大切です。

2. アニマルウェルフェアに関する世界の動向

次に「世界の動向」などについて御紹介をしていきたいと思えます。

①OIEの組織について

まずは「OIEについて」ということで、先ほど冒頭に定義を申しました通り、アニマルウェルフェアの国際的な基準としてOIEが策定しているものがあり、一般的にOIEコードと言います。OIEは、もともとは牛疫の世界的な広がり背景としてフランスのパリで発足した機関でありまして、動物の衛生の向上を目的とした国際機関となっています。主な活動としては、口蹄疫や鳥インフルエンザのような家畜疾病防疫であったり薬剤耐性の

対策などであり、この中にアニマルウェルフェアも一つ含まれております。OIE の加盟国は 180 を超える国と地域、もちろんこの中に日本も含まれます。これだけ多くの国が加盟する機関ということで、こちらの OIE コードが国際的な基準と考えております。

OIE の組織図に示すように、総会が最終的に物事を決めるところではありますけれども、その他、専門委員会などが設けられていまして、こちらのコード委員会というところでアニマルウェルフェアの基準などの検討が行われております。地域代表事務所ということで、アジア・太平洋地域の事務所は日本にございます。

②OIE コードの構成について

次に「OIE コード」というものを少し見ていきたいと思っております。こちら第 1 巻を見ていただきますと、この 7 部にアニマルウェルフェアという 1 つの項目が立てられております。

こちらのアニマルウェルフェアをもう少し細かく見ていきますとこれだけ細かく分かれています。最初は総論ですけれども、例えば輸送中のアニマルウェルフェアですとか屠殺、あとは殺処分です。それとは別に各畜種別のアニマルウェルフェアの基準が示されております。養鶏関係の方はもしかしたら御存じかもしれませんが、採卵鶏のシステムについては以前総会にもかけられましたが、現在まだ合意に至っておりませんで、今は OIE 事務局の案が示されている状況になっております。

③採卵鶏における OIE コードについて

鶏卵のところをもう少し細かく解説をしたいと思っております。鶏卵鶏の OIE 事務局案は、令和 3 年 5 月に OIE 総会にかけられたのですが賛否両論がありまして、現在非採択となっております。OIE 事務局の案のポイントは、まず飼養方法について、我が国で主流になっていきますバタリーケージを含んで多様な飼養形態を認めるような形になっております。砂浴び、ついでみための付帯設備について推奨されつつも、設置するので場合の留意事項が書かれております。

この案を踏まえまして、日本、アメリカ、英国、カナダについては、事務局の案を支持をしているところですが、EU とかニュージーランド、いわゆるアニマルウェルフェアが進んでいると言われている国では、案がまだ不十分ではないかという意見で反対をしておりますし、チリは今出されている案でも厳し過ぎるということで反対をしております、加盟国の 3 分の 2 の支持が得られなかったために、現在非採択となっております。

なお、日本は OIE 事務局の案を支持しておりますので、日本で採卵鶏のアニマルウェルフェアの基準を考えると、今出されている OIE 事務局の案をベースにしております。もちろんこの案はバタリーケージなども認められています。

④採卵鶏の飼養形態及び主要国の規制の状況

現在の主要国の採卵鶏の飼養方法について紹介をしたいと思います。まずはバタリーケージです。今、日本で最も主流かと思えます。ケージ飼いの中で、止まり木などを入れているエンリッチドケージと言われているものがあります。もう一つ、多段式平飼い、エイビアリーと言われることもありますけれども、こちらは単純に 1 階層で飼うだけではなく、段々にすることによって比較的狭いスペースでも平飼いができるというシステムになっております。

これらの飼養方法は現在出されている OIE 事務局の案で全て認められている形になっております。日本は OIE 事務局の案に従うという方針ですので、(バタリーケージを含めた) 全ての飼養方式、○(丸)としております。

一方、海外を見ても、例えばアメリカですと一部の州ではケージ飼養を認めていなかったり、フランスやドイツですとバタリーケージを認めていないという、国際的な動向になっております。なお、参考でケージの割合を書いておりますが、現在日本では 9 割を超える方がバタリーケージを使用しているというデータが示されております。

⑤日本と EU の飼い方の違い(養豚の例)

繁殖豚をずっとストール飼いをしているところについてもよくご意見をいただきますので、少し御紹介をしたいと思います。日本における一般的な繁殖豚の飼養方法は、種付けから分娩の前までは一頭一頭、ストールの中で管理をしております。分娩が近くなりますと分娩用のストールに移していくという飼養管理をしております。EU の飼養方法は、種付けのところと分娩のところはストール飼いをしていますが、この間の時期は群飼をするという飼養形態を取っております。なお、農水省は多様な飼養方法を認めておりますし、OIE コードでもストール飼いは禁止されていませんので、我が国においてストール飼育のを禁止する予定は今のところないという状況です。

⑥多国籍企業におけるアニマルウェルフェアに配慮した資材の調達について

今、生産のところを見ても、ほかの企業の動向についても少し簡単に御紹介をしたいと思います。こちらは皆様も多分見たことがある企業名がずらずらと並んで

いると思いますけれども、多国籍企業です。最近の流れとして多くの企業で、ケージフリー卵、要はバタリーケージではなく平飼いの卵とか多段式平飼いの卵の調達を掲げていたり、推進をしている企業が増えております。

⑦企業におけるアニマルウェルフェアの取り組み状況 ((株)明治)

日本で見てみますと、こちらは明治の例ですが、アニマルウェルフェア・ポリシーなどを策定して掲げているような企業が増えてきております。このように、アニマルウェルフェアについては近年、様々な分野で関心が大分高まっているという印象は受けています。

では続きまして「農林水産省におけるアニマルウェルフェアの取組」ということで、国内に戻ってきたいと思います。

3. 農林水産省におけるアニマルウェルフェアの取り組み

①我が国におけるアニマルウェルフェアの状況

まず「我が国におけるアニマルウェルフェアの状況」ということで、法律とか規定とか、そういった関係が今どうなっているかということを中心に御紹介したいと思います。

「一般の原則」として、関係する法律としては「動物の愛護及び管理に関する法律」、動物愛護法と言われたりします。例えば牛の虐待のような話になりますと、こちらの動物愛護法の違反になるようなケースがございます。

国際的には、先ほど御紹介しました OIE コードがございます。このように上位の基準を踏まえまして、農林水産省としては、アニマルウェルフェアの基本的な考え方としまして、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるために「畜産振興課長通知」を出しております。

この通知を踏まえまして、民間の団体の畜産技術協会等が各畜種ごとの飼養管理の指針を策定しております。なお、これらの指針は民間の団体が作っているものではありませんが、策定や普及・啓発するために農水省からも支援をしております。農林水産省としてもこちらの指針の普及を一緒に進めているという状況になっております。

②「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」のポイント

畜産技術協会が作っております飼養管理指針について御紹介をします。

こちらの飼養管理指針については学識経験者や生産者、獣医師、消費者等、様々な方

からなる検討会を設置した上で策定をしております、OIE コードの採択状況などを踏まえて改訂などもしております。現在、採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛、馬、あとは輸送や殺処分、全部で8種類が策定をされております。こちらの協会で作った飼養管理指針は、OIE コードの状況を踏まえまして適宜、改訂を行っているところです。

この「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針のポイント」は、最新の設備とか施設の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者がしっかり行い、実行することです。

繰り返しになりますけれども、ただ施設を造ればよいということではなく、家畜に着目をするということがポイントとなっております。具体的には、例えば家畜の健康状態を把握するために毎日、観察や記録を行う、家畜を丁寧に扱う、また良質な飼料や水をあげる、畜舎の清掃・消毒を行い清潔に保つ、飼養スペースの適切な管理や設定をする、適切な温度を保つ、換気をしっかり行う、それから吸血昆虫などの有害動物の防除・駆除などがポイントとして挙げられます。こういった取組をすることというのは、結果として、家畜の快適性が向上することによって家畜の能力、こちらが引き出されて家畜が健康になりまして、ひいては生産性の向上ですとか畜産物の安全にもつながっていきます。

③「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」への適応状況

「飼養管理指針」に書かれている内容について、平成 29 年という少し古いものではありませんけれども、実際、現場でどのくらい実践ができていたのかというのを調べた結果となっております。こちらをざっくり見ますと、1日1回、健康観察のようなものは皆様すごくしっかりできているというところですが、目立つところとして、赤字にしているのですが、例えば生後2か月以内に除角をしましうとか、あとは断尾をしないようにしましうとか、その辺りが少し低い形になっております。肉用牛もそうです。断尾や、あとは去勢など、この辺りが低くなっております。採卵鶏で言いますとピークトリミングの時期、あとは誘導換羽中の飲水、そういった項目がほかの項目に比べて低いという状況になっております。

④「我が国におけるアニマルウェルフェアの向上に資する調査・研究の実施状況」

アニマルウェルフェアというのは、科学的な知見に基づいて行っていくということが重要だと思えます。何か見た目がかわいそうだからということではなく、家畜が快適かどうかというきちんとした科学的知見を持って取り組むことが重要だと考えております。その

ため、様々な調査・研究について補助をしております、最近のものを簡単に御紹介させていただきます。

まずは、東京農工大学を中心をお願いしているものですが、「鶏や豚の快適性に配慮した飼養管理技術の開発」です。例えばバタリーケージにおいて、低コストでより快適性を向上するための技術の開発や、豚についても妊娠ストールを、そういった状況下でも低コストでより快適性を図るための研究・開発などを行っております。

また、こちらは農林水産省畜産局の予算になりますけれども、1つ目は畜産技術協会が事業主体になっておりまして、現場の実態調査ですとか海外の情報収集などを行う支援も行っておりますし、次に、各生産者団体ということで、本年度は種鶏孵卵協会と肉用牛振興基金協会が事業主体となっており、各畜種ごとの実態調査や実施率の向上、検討会などを行う補助もしております。

その他、調査・研究として幾つか行っておりますけれども、こちらは全て畜産技術協会のもになります。「快適性に配慮した肉用牛・豚の飼養管理普及事業」は令和4年に終わったものでして、こちらの報告書は畜産技術協会のホームページに掲載していますので、もし御興味があれば、除角や去勢の話、事例などが載っておりますので、御覧ください。

⑤「**アニマルウェルフェア飼養に配慮したテーブルエッグの生産コスト及び小売価格の推定（要旨）**」

農林水産省の支援を受けて行った調査を1つ、御紹介したいと思います。

表題としては「アニマルウェルフェア飼養に配慮したテーブルエッグの生産コスト及び小売価格の推定（要旨）」です。簡単に言いますと、バタリーケージとか平飼いとか飼養方法によって卵の値段がどう変わるのかというのを調べた研究になっております。このときに使ったのはバタリーケージやエンリッチドケージ、エイビアリーと言われる多段式平飼い、広いところで飼養する平飼いであり、このような飼養形式で卵の価格やコストを比較してみたという研究になります。

まず、こちらの研究で生産性の結果ですが、ケージ飼いですと誘導換羽を行うので飼養期間が長いとか、平飼いでも生存率が低いという結果が出ております。それから規格外とか巢の外に産んでしまう巢外卵、こちらでもケージ飼いですと1割もないのですが、平飼い等になってしまうと15%高いという結果が出ており、こういうところも生産効率に影響が

を及ぼします。

このような生産性も踏まえて、では実際「コスト」というのはどれぐらいかというのが次のスライドになります。

まず農場のコストを見た場合、バッテリーケージを基準とした場合、平飼いは、コストが大体 2.4 倍という結果が出ております。農場のコストや流通のコストなども全て踏まえて、卵 10 個入り 1 パック当たりの小売価格を算出をした場合、バッテリーケージと平飼いを比べますと販売価格で 2 倍ぐらいの差がないとコストがペイをしないという結果が出ております。

こちらの「考察」を示しておりますが、こちらの研究は、今、飼料高騰の前のものですので、状況が変わっているかもしれないのですが、当時の考察で言いますと、実際に計算してみたところ、実際の小売価格が生産コストに見合っていなかったとか、それから先ほどお示しましたようにバッテリーケージと平飼いを比べますとコストが 2 倍と示されましたので、その分のコストをどのように負担するかという課題がございます。そのようなコストはかかるところで、急に全て平飼いにするという EU 並みの規制のようなものは現実的ではないのではないかとこの考察もされております。

アニマルウェルフェアと言ったときに、単純に平飼いをすることではなく、バッテリーケージであっても飼養密度の見直し等によってアニマルウェルフェアが向上をすることも可能ではないかという考察もありますし、それから最後、「農業者のウェルフェア向上」とありますが、平飼いですとバッテリーケージ等に比べて労働力が必要ということもありますので、そういった点でも着目をした考察をされております。

⑥消費者動向調査（令和 2 年 1 月調査）2020 年 3 月 12 日（株）日本政策金融公庫

これは「消費者動向」ということで、令和 2 年の調査になりますけれども、消費者を対象に、食品購入時にどういうことを判断していますか、と聞いた調査になっております。

平成 27 年と令和 2 年を比べておりますが、どの品目を見ましても、まず第一に、価格が来ております。その後が鮮度とか産地がありまして、この選択肢の中に「飼養管理」という項目もあったのですが、これは 5 番目の中のどこにも入ってきていない。棒グラフで表してもこの点々のところが飼養管理なのですが、非常に低いということで、日本において消費者は、やはり価格というところを大分重視しているということが分かるかと思えます。

消費者のこのようなニーズがある中で、なかなかコストアップ、急に平飼いにして高い卵を買ってもらえるかというところが大変課題になると思いますので、平飼いちレンジをしようという方は、売り方も併せて考えながらやる必要があるかと考えております。

今まで現状のお話をさせていただきましたが、「今後の方向性」ということについて、ここから少しお話しさせていただきたいと思います。

4. アニマルウェルフェアに関する今後の方向性

①アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定

現在、農林水産省ではアニマルウェルフェアに関する新たな指針を作っております。今までは、先ほど御紹介させていただきましたが、農林水産省は畜産振興課長通知というものを発出しておりますが、各畜種ごとの指針、こちらは畜産技術協会や民間の自主的な指針ということで策定をしております。また、内容は OIE コードを踏まえて策定をされているのですが、中の優先事項などがはっきり示されていないなどの課題がございます。

今後、畜産物の輸出拡大などを図るためには我が国のアニマルウェルフェアの水準というのは国際水準とする必要がありますので、国際的な基準である OIE コードに基づいて、国として本指針を示すということで現在作業を行っております。

策定するに当たって、「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」をお示しし、取り組むべきことの優先順位を明確にしようということで策定をしております。また、指針を発出した後は実施状況がどうなっているかをモニタリングして、その結果を踏まえながら、目標年を定めたり、場合によっては補助事業のクロスコンプライアンス（補助の要件化）などを活用しながらアニマルウェルフェアの普及や推進に取り組んでいこうと考えているところです。

今作っています指針は、昨年5月から6月にかけて「案」ということで、パブリックコメントの形で皆様のご意見を伺って一度御提示をしております。現在、パブリックコメントでたくさんの御意見をいただき、そちらの意見を見ながら最終版を策定するという作業をしているところです。

②「飼養管理等に関する指針」の考え方(乳用牛)

パブコメ版で1年前に出したものでありますので、最終版が全く同じになるというもの

ではございませんけれども、ただ、大まかな方向は変わりませんので、内容について少し御紹介をさせていただきたいと思います。

こちら各畜種ごとに作っております、「乳用牛」のポイントで言いますと、除角は2か月以内にして、それ以降は麻酔薬を使いましょうとか、断尾は実施しないようにしましょうという旨を記載しています。また、おそらく皆様に関心がある事項として、繋ぎ飼いの場合には繋がれていない状況で運動ができるようにしましょう、という記載がされております。

③「飼養管理等に関する指針」の考え方(肉用牛)

肉用牛ですと乳用牛とかぶるところでもありますが、除角は2か月以内にして、それ以降だったら麻酔薬を使いましょう、それから去勢は3か月以内に、必要に応じて麻酔薬を使用しましょう、などが書いてあります。

鼻環ですが、こちらは OIE コードに記載はないのですが、こちらは大切な事項なので入れさせていただいておりますが、鼻環を使うときにはねじるような不適切な使用はしないようにしましょう、なども記載で示したところです。

④「飼養管理等に関する指針」の考え方(豚)

豚については去勢、断尾、歯切りは禁止していませんが、行うのであれば獣医師等の指導を受けながら、可能な限り苦痛を少なくするような方法で行うようにして、必要があれば麻酔を使いましょうという記載ですとか、歯切りのときは、歯の先端のみをやすりで研磨したり、ニッパーで切断する方法をしましょうということが書いてあります。飼養方法については、ストール飼いを否定しているものではありませんが、ストールで飼うときの留意点などを示させていただいております。あくまで OIE コードに沿った内容としておりますので、OIE コードに従って、繁殖豚はなるべく群で飼うように努めるようにするなど書かれておりますのでいつまでにやってくださいというものではないのですが、将来的な推奨される事項として記載しているものになっております。

⑤「飼養管理等に関する指針」の考え方(採卵鶏)

採卵鶏も、例えばビークトリミングについては、ほかの手段があればほかの手段で、最終手段でやるなら最終手段としましょう、誘導換羽するときも24時間以上の絶食や絶水をしないようにしましょう、などということが記載されております。

一番生産者の方が気になるのはケージ飼いのところかと思いますが、OIE事務局の

案を基本としていますのでバタリーケージを否定していません。否定一方、ケージ飼育する際の留意事項は記載しています。平飼いについても、留意事項を記載しています。また、将来的にということではありますけれども、OIEコードの記載に従って砂浴びやついばみ等の附帯設備の記載があり、設ける場合の留意点などを示している中身になっております。

⑥「飼養管理等に関する指針」の考え方(ブロイラー・馬)

「ブロイラー」では、暗期を適切に設けましょう、などの記載をさせていただいております。

馬についても新たに指針を作っております。

⑦「飼養管理等に関する指針」の考え方(家畜の輸送)

畜種横断的な話になりますが、輸送に関するものをお示ししております、この中では、輸送計画をしっかり策定をしましょう、長時間の場合、適切に給水や休息などをしましょう、などという記載をさせていただいております。

⑧「飼養管理等に関する指針」の考え方(農場内における殺処分)

家畜伝染病予防法に基づく殺処分についてはまた別にはなりますが、農場内で治療をしても回復の見込みがない牛等を殺処分する際の留意事項なども示した指針を策定する予定となっております。

5. 持続可能な畜産物生産とアニマルウェルフェア

①みどりの食料システム戦略

「持続可能な畜産物生産とアニマルウェルフェア」を、最後に御紹介をさせていただきます。

今まではアニマルウェルフェアそのものを見ていたのですが、アニマルウェルフェアは、今、農林水産省畜産局の中ではどのような位置づけになるのかというのを簡単に御説明したいと思います。聞いたことがある方もいらっしゃるかとは思いますが、まずは令和3年5月にお示した「みどりの食料システム戦略（みどり戦略）」です。これは、農林水産省全体に係る戦略であり、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」ということで、生産力の向上と持続的な農業を両輪で進めていきたいと思います。ということコンセプトにした戦略となっております。

この戦略は、まず 2050 年までにどういった姿を目指すかという目標を掲げて、この目標に向かって、何をすればいいのかという具体的な取組を記載した内容となっております。

具体的な取組の中で畜産に関係することではどんなことが書いてあるのかというのを紹介します。

例えば、「地域の未利用資源の一層の活用に向けた取組」という項目ですと、主に家畜の排せつ物の話で、堆肥の高品質化やペレット化等によって広域流通のシステムを構築すること、温室効果ガスの排出が少なく、省力的なコストの排せつ物処理を開発・普及すること、などのことが書かれております。

また、2 の (1) というところの中を見ますと、ICT 機器の利用や自給飼料の生産拡大、家畜疾病の予防などが書かれています。その中の一つとして、科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの向上を図るための技術的な対応の開発・普及ということが書かれております。

農林水産省で持続的な農業を進めていく上で、アニマルウェルフェアも一つ重要な観点と考えており、みどり戦略の中にもしっかり記載をされております。

②持続的な畜産物生産のあり方について

「持続的な畜産物生産のあり方について」は、生産者や有識者、それから生産者団体など幅広い方に集まっていただいて、令和 3 年に取りまとめられたものです。これを作った背景について、我が国における酪農や畜産は、狭い国土の中においても、気候に合わせて、私たちが食べられないような草などを食料に変え、飼料と家畜の堆肥のサイクルのを形成し、農村の維持といったことに貢献してきた産業です。

ただ一方で、近年、農水分野でも畜産の環境問題に関心が高まってきているところでありまして、先ほどお示したような「みどりの食料システム戦略」などが策定されているところです。特に、畜産業ですと温室効果ガスの観点で牛のゲップがよく取り沙汰されておりますけれども、畜産業においてもやはり環境の負荷に対する取組が求められておりますし、最近ですと飼料や排せつ物の課題など、様々な課題があるところです。

このような課題がある中で、畜産業が今後も取り組んでいくために何が必要なのかとまとめたものが、こちらの「持続的な畜産物生産のあり方の中間取りまとめ」です。

内容については青い囲みに記載があるのですが、今後、我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、「みどりの食料システム戦略」に位置づけた技術開発

等も含めまして、生産段階、研究段階、それぞれにおいて、これらの課題に対応するために行うべき取組を記載したものになっております。この具体的な取組は全部で6つに分けてお示ししております。

③戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

まず1つ目は家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開ということです。例えば生産効率を上げましょう、温室効果ガスの削減に取り組みましょう、ということが書いてあります。2つ目が堆肥の有効活用等、3つ目は国産飼料の生産関係が掲げられておりまして、4つ目が有機畜産、そして5つ目が、その他ということで、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及が含まれております。

今後、畜産を続けていく上でアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理は重要なポイントだと思っておりますので、しっかり明記をさせていただいております。6つ目として、皆様、ふだんからいろいろな取組をされていると思いますが、畜産業はあくまでもビジネスですので、消費者があって成り立つというところもございます。そのため、皆様の努力を消費者にしっかり伝えていくというのも大切なポイントということで書かせていただいております。

④アニマルウェルフェアに関する認証

結論から言いますと、国のお墨つきとか国が支援しているようなものでアニマルウェルフェアそのものを認証をするというものはありませんが、中にはアニマルウェルフェアの観点を含む認証というものがあります。

例えば「畜産 GAP」です。こちらは食品安全とか様々な観点のチェックをしているものですが、この中にはアニマルウェルフェアという項目も含まれております。この GAP を取得していれば、きちんとアニマルウェルフェアについても意識して取り組んでいるということが示されるということになります。

その他では、「有機畜産の JAS」の中でも動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養されており、考え方としてはアニマルウェルフェアのような考え方が含まれております。それから、養鶏だけになりますけれども、「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 JAS」というものがありまして、これも要件の一つとしてアニマルウェルフェアが含まれております。

その他民間認証として、「アニマルウェルフェア畜産協会」という民間団体が独自に認

証を行ったり、自治体で言いますと山梨県が独自の認証制度を設けたりしております。また、平飼卵だけに特化した認証なども出てきているところです。

6. 我が国における畜産・酪農の意義

持続的な畜産物生産にはアニマルウェルフェアも必要な観点ということではあります。我が国でなぜ畜産・酪農があるのか、重要なのかということも私たちが考えておりました。それをまとめてきましたので、最後のお時間をいただきまして、御紹介させていただきたいと思います。

①畜産物の安定供給

まず一つのポイントとしては「畜産物の安定供給」です。畜産業界関係者の方々の活躍によって、国民生活に必要な不可欠な栄養源であるたんぱく質等をしっかりと供給しているところです。最近では HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手法を生産段階に入れることで安全な畜産物の安定供給といったことも進んできております。例えば農場 HACCP とか、これが 1 つ目の畜産物の安定供給というものになります。

②循環型サイクルの形成

2 つ目としては、「循環型サイクルの形成」ということで、畜産業界は餌、家畜、堆肥という循環型サイクルによって成り立っておりますが、この 3 つだけではなく、最近ではエコフィードがあります。例えば、食品残渣や農場の未利用資源、そういったものをこちらのサイクルに入れられるのが畜産の特徴でして、このような循環を取れるということが、最近、皆様の関心が高まっている環境や循環型社会というところに貢献する産業と言えると考えております。

③農村地域の維持・活性化

3 つ目としまして「農村地域の維持・活性化」というのがあります。耕種農業ができないような土地でも牧草を育てて畜産業界を営むことができますので、そういった地域の活性化にもつながりますし、あとは荒廃農地の有効活用があります。例えば、耕作放棄地を利用して荒地を放牧するようなことに取り組んでいるような地域もございますし、これらによって景観の維持にもつながります。それと、畜産の大事な特徴としまして、畜産物というのは必ず加工という工程が入りますので、非常に裾野が広い産業となっております。

一つ畜産業があることによって地域の雇用が広がるといった、特徴もありますので、農村地域の維持・活性化に必要な産業となっております。

④理解醸成

最後、「理解醸成」ということで、畜産業は動物を扱っているということがほかの耕種農家とは違っているところで、動物がいるということは、特に子供たちへの教育などに大変貢献をするものと考えておりますので、そういった意味でも畜産業、非常に重要な産業と考えております。

このように畜産業、大変いろいろな機能もありますし、これまでも日本の産業や食料供給に寄与してきているものでありますので、我が国において畜産・酪農というのはなくてはならない産業だと考えております。

そのために、やはり持続的に畜産業をするための一つとして、最近、社会的な関心も高まっておりますアニマルウェルフェアについて、皆様にも意識をして取り組んでいただきたいと考えております。

また、先ほど御紹介した指針についても、こちらを公表した暁には私たちも普及活動、取り組んでいきたいとは思いますが、やはり現場の皆様や関係者の皆様の力なくして普及・啓発は、なかなか難しいとは思っておりますので、その節にはぜひ皆様のお力をお借りしたいと思っております。引き続き、アニマルウェルフェアの推進に御協力いただければと思います。

以上で私の話は終了とさせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

質疑応答

(司会進行：鈴木一郎全日畜常務)

眞壁様、ありがとうございます。アニマルウェルフェアの基本から畜産の意義まで、本当に分かりやすくお話しいただきまして本当にありがとうございます。

せっかくの機会ですので、このアニマルウェルフェアに関連して何かあったら 2~3 伺いたいと思います。ご参集の皆様方は、実際に牛を飼って、豚を飼って、鶏を飼っておられる方々ですので、何かあるのではないのでしょうか。

松永直行氏（肉用牛生産者）



アニマルウェルフェアに、非常に興味を持ち始めたのが EU への輸出対応のために考え始めたからです。現在、月に 4 頭から 6 頭、EU への輸出をしているのですが、その場合、鼻環はつけてはいけないと言われます。我が国では、鼻環していいと言われます。それから EU では除角も駄目だと言われているのですが、今日のお話は、日本版のアニマルウェルフェアなのか、それとも OIE が認定しているのか、EU が駄目だと言っているのか、答えを 1 つにしてほしいと思います。今から日本の畜産で、日本の畜産自体が伸びるためには輸出がメインになると思います。特に牛肉です。豚肉もそういう時代が来るとは思いますが、輸出対応のアニマルウェルフェアがあるのであれば、その指標をある程度取り入れて、輸出対応はこうである、国産ではこのぐらいでいいんだと、そのように分けて公表されないのでしょうか。この資料を見ていると、かなりの部分が、輸出には対応していない、何か一步引いたような形にみえます。確かに生産コストのところは分かるんですけども、その線引きができていない説明だと、お話を聞いて感じたんですけども、本当のところを教えてくださいと思います。

眞壁七恵氏



今私たちが作っている指針とは、日本国内の生産者の皆様にまず行っていただきたいことと御理解いただければと思います。OIE コードは、国際的な基準となりますが、それなりの基準については皆様にやっ

ていただきたい。ただ輸出となりますと、今度は日本と相手国の間の関係になります。その中には国によって、OIE コードだけではなくプラスアルファの基準を設けているというところもあります。まだ今の段階ではプラスアルファのところまでを皆様に求めるというのではなく、まずは、今出す基準として国内の生産者にしっかりやっていただくものです。ただ、輸出などにチャレンジしたいという方については、それぞれの経営判断の中で、それぞれ自分が輸出したいのであれば、それに合わせた飼養生産をしてくださいといった形になっております。御質問で、国内向けと輸出向けを分けて示してほしいという御要望に対する答えとしましては、今出す基準というのはあくまでも国内の中での取組ということで御理解をいただければと思います。

(司会進行)

要は、例えば牛肉を輸出する場合に、アメリカなんかには輸出する場合には非常に厳しい衛生基準があるから、輸出の場合にはそれぞれの基準に合わせないといけないけれども、日本国内は、今説明いただいたアニマルウェルフェアであれば、この指針でやっていきましょう、ということによろしいですね。

眞壁七恵氏

そのとおりです。今回は、まず皆さんにやってほしいこととして基準をお示ししたいと思います。

川村高明氏 (養豚・採卵鶏生産者)



豚と採卵鶏をやっております。先生の講演は、大変ためになりました。

私も質問か愚痴かと思いますが、まず、最初の「アニマルウェルフェアとは」で、アニマルウェルフェアのことを見ているときにいつも感じるのですが、「5つの自由」があって、1番目から4番目については全畜種で、農水省も出している一般飼養管理基準に従って進めていけば大体みんな成績がよくなって、いいことばかりだなとは感じますが、いつもこの5番目の「通常の行動様式」というところが、僕らが今までやっているものの

障害と感じるところだと思っています。

具体的に言えば、ストール飼いがあつたり、分娩舎での巣作りの巣材を入れる話があつたりしますが、それが、彼ら、彼女らの幸せに、どれだけストレスを与えているのかが、評価しづらいと感じていると思います。

例えば、分娩舎の巣材をワラなど何かを入れろというのも、日本で稲ワラを見つけるのは難しいところもあるし、ヨーロッパだと麦ワラがいっぱいあっていいんだろうなということがあります。私たちの豚舎では、そういう物を入れると、機械がごちゃごちゃになって、今やっている運営がなかなか難しいと思います。ほかに何か代わりになる物がないのかということを感じております。

眞壁七恵氏

「5つの自由」の中の1から4は、取り組みやすい、5のところは課題になりやすいということですね。

家畜の快適性とかアニマルウェルフェアで考えたときに100%というのはなかなか難しいと思います。相手は生き物ですので、どうしても人が飼っている中での制約というものがそもそも前提としてかかっているものでありますので、100%牛が幸せであり、100%鶏が幸せだというのはなかなか難しいところではあるのですが、極力それを100に近づけるということが重要だと思います。

例えばケージ飼いですと行動の自由が平飼いとかに比べればなかなかうまくいかないというところはあると思いますが、逆に、今度は平飼いにしてしまうと、けんかをして、他の鶏にけがをさせたりとかいう別の課題が出てきますので、それぞれの飼い方の中でメリット・デメリットというものがございます。飼養する上で、それぞれの飼い方で、この飼い方でどういうことが課題で、それを少しでも軽減するにはどうしたらいいのかと考えていくことが必要と考えております。

2つ目の豚の巣材については、様々な課題があると聞いているところですが、たしか先週でしたか、家畜改良センター茨城牧場が、いろいろな巣材の検討をしたものを発表すると言っていたと思いますので、その中でたしかバスタオルとか飼糧袋とか、いろいろな巣材を使って調査したと聞いておりますので、もしよろしければそういったものを参考にしてみるのも一ついいのかなと思っています。

亀島陽介氏（鶏鳴新聞社）（報道機関）



16ページの「アニマルウェルフェアに関する今後の方向性」のところで、新しい指針がどの程度のレベルになるのかというのはこれからだと思いますが、発出後の監査は、年に1回ぐらい国が入ってくるようになるのか、それとも自己申告を大事にしながら実施して行くのか、分かる範囲でお教え願います。

眞壁七恵氏

指針は、法律などではないので、何か罰則を設けるようなことは全く考えておりません。しかし、その中で、達成状況とか取組状況は把握する必要があると考えておりますので、モニタリングの形などで調査はしていきたいと考えております。

具体的にどうするかは、今後の検討だとは思っていますが、場合によっては、団体を通してか、都道府県を通してかはあるかと思いますが、国が直接、誰かに聞き取ってというよりは、いろいろな方の御協力を得ながら取組状況の確認などができないかと考えているところです。

山上祐一郎氏（採卵鶏生産者）



種鶏孵卵協会でもいろいろとお世話になっております。

アニマルウェルフェア推進の中でいろいろな人がいろいろな役割をしたいと思います。我々は、生産者の団体ですが、ほかに消費者がいらっちゃって、それからアニマルウェルフェア団体という方々もいますし、外食、小売、それぞれの立場でいろいろなこと、思いがあると思います。ついては、今の現時点で、日本の中で政治のポジション、ポジショニングというか政治家の動向というか役割、また政治家に期待できること、できないことなどについて、差し障りのない範囲で教えていただきたいと思います。

オランダなどを見ていると、もう既にアニマルウェルフェアに特化した政党があって、そこから議員が国会に送られているというような話もありますので、そのようなことも含めて、日本の現況を教えていただけたらと思います。

眞壁七恵氏

今、少なくともオランダなどのように、アニマルウェルフェアに特化した団体というのはありませんが、最近の動向としまして、超党派でアニマルウェルフェアの議連が活動を始めております。先日も当省も呼ばれて、アニマルウェルフェアの現状などを少しお話しさせていただきました。熱心に勉強を始めるようなグループというのはできているというところではあります。

ただ、強行的に、いきなり EU 並みにしようとかと言うのではなく、まずは実態をよく把握して、委員の取組を進めていきたいと、そのようなことを考えているとは聞いておりますので、引き続き、動向については注視をしていきたいなと考えているところです。

山上祐一郎氏（採卵鶏生産者）

その議連は愛護動物というか、愛玩動物だけではなく産業動物も含めてでしょうか。

眞壁七恵氏

全てです。産業動物のほか、例えば実験動物ですとか養殖魚とか、幅広く関心を持たれているとは聞いております。

牧原 保氏（肉用牛生産者）



鹿児島で肉用牛を飼っている牧原と申します。

最後に言葉として、消費者への理解醸成という言葉が出てきましたが、15 ページの消費者動向調査を見ると、私たち生産者が期待している事柄が下位に来ているような状況です。消費者としましてはやはり価格が一番なのかもしれませんが、今、国としましては生産費補償ではないのですが、そういった生産費転嫁型の価格形成をつくろうという中で、この調査を見ると、果たしてそれが実現できるのかが、一番心配になるところです。これらについて、もう少しお聞かせ願えればと思います。

眞壁七恵氏

やはり価格重視の国民性というのはすぐに変えるのはなかなか難しいと思っております

が、畜産が置かれている状況などをしっかり御理解いただくことは必要だと思っております。生産者の皆さんは、餌が高かったり、その他の資材が高かったり大変御苦労されながらも、それでも安心・安全の畜産物を生産し続けていただいていると思っております。農林水産省でも価格転嫁に関する検討会を開いておりますが、そこでの取組で、しっかり情報発信をしていきたい、また、いかなくってはならないと思っております。

もちろん、こちらの調査では価格重視というのが上位に来ておりますけれども、やはり環境ですとか、そういったものに興味を持たれている方は増えております。特にZ世代と言われる世代の関心はかなり深まっているような話も聞いておりますので、今後は状況も変わってくる可能性もあるのではないかと考えております。しっかり消費者に選んでいただくような畜産物をつくっていけるように、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

川村高明氏（養豚・採卵鶏生産者）

もう一つだけ、少し気になるところがあります。16 ページ、指針の策定のところですが、「新たな指針の考え方」の最後のところ、「本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、実施が推奨される事項の達成目標年度を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象になる」ということなので、どんなモニタリングをされて、どういうクロスコンプライアンスの部分になるのかというのは、心配になるので教えてください。

眞壁七恵氏

この内容について具体的に何か決まっているものではないのですが、まずは実施状況の確認をしなければならないと思っております。

その中で、すでにもう皆様が、できていて当たり前だ、となるような項目については、最低限、皆さんにやってほしいこととして、事業の要件化をするということが考えられると思っております。

これも全ての事業にするのではなく、どういう事業にかければいいのかということはもちろんと精査をする必要があると思いますし、事業によってはクロスコンプライアンスがなじまないような事業などあると思いますので、そこはしっかり留意しながら、どうすれ

ば効率的に進められるかということと、畜産そのものの経営との兼ね合いもありますので、十分に注意しながら進めていきたいと考えております。

川村高明氏（養豚・採卵鶏生産者）

文面を読んでいると、建物を建てたり物を買ったりするときには、アニマルウェルフェアの何かの指針があって、それに準じたものでないと補助事業などの対象にならないということになりそうだと読めますが、いかがですか。

眞壁七恵氏

アニマルウェルフェアに準じた建物が何かというところで、例えば、平飼いでないと駄目という方もいらっしゃると思いますが、果たしてそれが本当にアニマルウェルフェアなのかという、私はそうではないと思っております。繰り返しになりますが、物を造ったから良いのではなく、やはり家畜の状況が一つポイントになってきますので、全てがアニマルウェルフェアに特化した建物でなくては駄目ということにはならないと考えています。飼養管理をきちんとできている形態かななどについては、アニマルウェルフェアを進めることは必要だと思っておりますので、どういう項目をクロスコンプライアンスの対象にすればよりしっかりと推進できるのかということは、状況などを踏まえながらしっかり考えさせていただきたいと思っております。

鈴木一郎氏（司会進行：全日畜常務）

ありがとうございます。この補助事業のクロスコンプライアンスにつきましては、今ほとんどの方々が心配しているところだと思います。どこまでやれば良いのかの問題は眞壁さんの担当ではなく、補助事業を仕組む方の問題だとは思いますが、我々もこういう生産現場の実態を、事業を仕組んでおられるところにはできる限り伝えることによって、家畜のためにもなり、それから我々のためにもなるようなことにしていきたいと思っておりますので、今後とも協力をよろしくお願いしたいと思います。

長嶋 透氏（酪農生産者）



千葉で酪農家をやっております。

日本の畜産は明治維新の後に始まりまして、明治維新の後で、まだ150年。実際に畜産業として伸びてきたのは戦後だと思います。我々は明治前は四つ足を食べたらいけないという文化があったので、ほとんどそういった文化がなくて、全く海外の技術を、アメリカやヨーロッパの進んだ技術をまねしてきておりました。そんな中で、海外の技術もどんどん進歩していますが、まねしながらやっていると、どうしてもまねするほうは遅れますね。例えば牛を繋いで飼うとかフリーストールで飼うとかをしておりますが、その中で、新しい技術をまねしようと思っても、牛舎の場合、一度建てると30年40年使うわけです。

このような中で、指針の中では求めておりませんから、日本の生産者に配慮された文面だと私は考えております。実際にヨーロッパのアニマルウェルフェアを読むと、連動スタンションをつけてはいけないとかいうところまで書いてあるようです。私は、自分で乳用牛を飼っております、連動スタンションというのは強い牛から弱い牛を守るために、ある程度保定しないと、強い牛が、おまえ、出ていけ、と言って、ひとの餌まで食べちゃうと、そういうところで、これは必要悪なのかなというように考えております。この指針では、その連動スタンションがいいのか悪いのかということをもっとお聞きしたいのが1点。

次に第2点目に、農場を運営していく中で、BCPの考え方で、千葉県で、5年前に台風19号で、もう牛舎の周りが杉の木が倒れて、通勤してくる従業員が車で来なくて、社長、どうしましょう、と電話がかかってきました。しかし自分のところにいる、乳牛の搾乳はしなければならない。何とか発電機は確保してあったのですが、人がいないと搾乳できない。その時、どちらを選択すべきか。無理ならいいですよ、と言って、牛を全部乳房炎にするのか、それとも無理してでも何とか出て来てくれという方を優先すべきなのか、私見で構いませんので、お聞きしたいのが第2点目。

3点目が、今、全世界でいろいろな情報が集められている中で、牛に関しても、乳牛も肉牛もそうなのですが、ゲノム解析等で、非常に極端ですけれども、自然に反するような育種改良に行ってしまうのではないのかなと思っています。確かにゲノムというのは非常に大事な情報だとは思いますが、先生の御来歴を見ると耳標の部門にもおられたようです。

ので、お話ししますが、私は、やるならやっていいと思います。本来不自然なことを、もうとっくにやっているのですが、これでいいのかなという疑問が少しありまして、先生の私見で構いませんので、教えてください。

眞壁七恵氏

まず1つ目は連動スタンションでしたでしょうか。少なくとも、今、連動スタンションを禁止しようとか、そういう動きは農水省内にはありません。私が牧場に行ったときに、強い牛が弱い牛を突いて追い出していたのを見たことがありますので、そういう意味では、弱い牛にとっては連動スタンションというのは一つ有効ではないかと思っております。

次が台風のときのお話で、人か牛かという話なのですけども、これはケースバイケースなので難しいとは思いますが。人の労働安全というのも大切ですので、状況によっては、牛、ごめんなさい、ということもあるでしょうし、それでも人が少し無理すれば来れるのだったら来てもらうというのも必要だと思いますので、ケースバイケースとしか言えないですね。

ゲノムについては、これはなかなか難しく、それもどこまでできるかが問題です。程度の問題で、牛なり家畜が、それなりにきちんと一定程度の健康を維持できるものであれば、まああり得るのかなと思います。少し難しい問題だとは思いますが、少し倫理的な話にもなると思いますので、本当に個人的な意見になってしまいましたが、お答えとさせていただきます。

伊藤和夫氏（鶏卵肉情報センター）（報道機関）



一言だけ伺いたいののが、この指針案のパブリックコメントに対する意見が、この種のものとしてはかなり膨大な数があって、前任者の方も随分御苦労されていたと伺っているのですが、新しい指針はもうすぐに出る段階まで来ていると見ていいんでしょうか。例えば今月とか来月早々とか、そういう段階なのかどうかを少し確認をしたいと思えます。

眞壁七恵氏

かなり詰まってきたので、もう間もなく出したいと思っております。極力早く出せるように頑張りたいと思います。

注：その後、新たな指針「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」は7月26日に農林水産省から公表されました。

以上で、質疑応答終了



金子理事長による謝辞



熱のこもった講師の講演を熱心に聞く参加者



参加者からは活発な質問が！！